

回 答 書

番号 7 清水 浩司 議員

質問事項 2 スポーツセンター陸上競技場の使用方法について

スポーツセンター陸上競技場の使用時間についてです。

防府市スポーツセンター陸上競技場の使用時間は、夜間照明設備が整備されていない施設のため、「防府市体育施設設置及び管理条例」において、午前8時から日没までと規定しています。具体的には、月ごとに日没にあわせ使用時間を定めておりますが、冬期については、日没が早いため、実態として使用が日没後までとなっている状況にあります。

今後は、季節ごとの日没時間を踏まえ、利用者の安全を第一とした冬期の使用時間となるよう見直しを行うことといたします。

なお、陸上競技場の観客席上部に設置している照明は、日の出前や日没後に競技大会等の準備等作業を行う場合に使用するものであり、競技や練習等での使用は、照らす範囲が狭く、光量も乏しいことから、安全上使用できないこととしております。

(担当部署：地域交流部文化・スポーツ課)